

栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する栃木県地域づくり担い手育成事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

栃木県地域づくり担い手育成事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8（2026）年2月27日（金）まで

3 業務目的

本県の総人口は2005年をピークに減少局面に入り、特に若年層の東京圏への転出超過が大きくなっている。今後の地域社会を担う人材の減少は、地域の活力の維持増進に多大な影響を及ぼすことから、特に若い世代に地域と関わる機会を提供し、将来の担い手としての活動につなげていくことは喫緊の課題である。

近年では、高等学校等において地域との連携を目的とした学習時間が設けられ、また大学においても地域づくりに関する学部が新設されるなど、県内でも若者の地域づくり活動への関心は高まりつつある

しかしながら、実際に自ら地域づくり団体等の活動に参加し、実践をしている者は一部に限られており、多くは興味関心を持ちながらも、地域活動の実践者や団体等との繋がりが少ないため、参加に至る一步を踏み出せていないのが現状である。

このような中、本県では令和7年11月7日から9日にかけて「地域づくり全国研修交流会栃木大会」（以下「大会」という。）の開催予定で、県内の13の分科会において、各地域づくり団体が地域資源を生かした創意工夫あふれる活動の状況を広く全国にアピールすることとなっている。

このため、当該大会の開催を若い世代が将来の地域の担い手として影響を及ぼす好機と捉え、本事業で、地域づくり活動に興味関心を持つ若者等が、県内の地域活動の実践者や団体等の活動に集中的に関わる期間を設け、経験を積み、更には参加者一人一人に合った団体とつながることができるようマッチングし、その後の継続的な地域づくり活動に繋げていくための機会を提供する。

また、既に地域づくりの活動を行っている団体に対して、活動強化を図ることを目的として、スキルアップ講座や他団体との交流の機会を設けることで、継続的な活動につながるよう支援を行う。

これらの取組みを通して、大会実行委員会と連携の上、本県の安定的な地域づくりの担い手の育成、確保につなげていくことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 地域づくりインターンシップ事業

ア 目的

地域づくり活動に興味関心を持つ若者等が、自身に合った大会に参加する県内の地域づくり団体とつながるため、各分科会に参加し体験活動を行うことにより、地域づ

くり活動への参加の契機（きっかけ）とする。

イ 参加者

- ・地域づくり団体の活動に興味関心がある若者等（年齢は概ね10代から20代までとする）を対象とする。
- ・定員は20名とする。

ウ 参加団体（分科会）

- ・若者が参加する地域づくり団体は、別添「分科会一覧」のとおりとする。
なお、大会当日は、各参加団体が13分科会に分かれて全国からの参加者と意見交換等を行うが、本事業の対象は別添の10分科会とする。

エ 内容

①参加者と分科会のマッチング

- ・本事業の参加者の募集を行う。
- ・応募した参加者と体験活動先となる分科会との受入の調整を行う。

②インターンシップ事業説明会 1回

- ・本事業や大会の概要を説明するとともに、分科会から、団体の概要及び活動の大まかな内容を紹介する。
- ・参加者に対して、体験活動を行う上での心得や注意点などをレクチャーするとともに、インターンシップの意義や目的を理解してもらう。
- ・実施方法は、分科会の意向を踏まえ、対面かオンラインもしくはその併用により実施する。

③体験活動（大会準備）

- ・参加者が分科会の一員として活動に参加し、地域づくり団体の活動について理解を深める。

④体験活動（大会当日）

- ・参加者を大会に参加させ、分科会の一員として活動してもらう。
- ・大会は、概ね、以下のとおりの日程となる。なお、各分科会によりスケジュールが異なるが、詳細については分科会との協議後に提示する。

<大会スケジュール>

11月7日：午後（各分科会での活動）

11月8日：終日（各分科会での活動後、宇都宮において全分科会が集合し交流会を開催）

11月9日：午前（大会参加者全員が集い、全体報告会を実施）

⑤報告会

- ・体験活動を終えた参加者が、その結果について報告会を行う。
- ・実施方法は分科会の意向を踏まえ、対面かオンラインもしくはその両方により実施することとし、甲の協議の上、決定する。

オ その他

本事業は実施期間が長期となるため、参加者の意欲が継続するよう、分科会を含めフォローアップを行うこと。

カ 費用負担

乙は、分科会が参加者の受入に要した費用の一部を負担すること。負担する金額は甲及び分科会と協議の上、決定する。

(2) 地域づくりスキルアップ事業

ア 目的

地域づくりの実践に携わる者や、新たに地域づくり活動を開始したい者に対して、団体の安定的な運営や活動強化を図るスキルアップ講座を行い、継続的な活動につながるよう支援を行うもの。

イ 定員

各回20名程度とする。

ウ 回数

5回程度とする。

エ 内容

以下の内容を行うこと。各内容の実施回数は任意とする。

- ①地域づくり団体運営に係る若者との関わり方講座
- ②分科会をはじめとした、現在活動する地域づくり団体の活動事例の紹介
- ③大会の実施内容と連動した地域づくりに関するテーマ

オ 実施方法 対面もしくはオンライン

(3) 独自提案

- ・上記(1)(2)の事業に関連して、本事業の趣旨に合致する効果的な企画を提案すること。

(4) 周知広報業務

- ・上記(1)(2)について、広報を行い、参加者を募集すること。
- ・広報の方法については、効果的な方法を提案すること。

(5) 全体管理業務

- ・乙は、上記(1)、(2)の各事業を実施するに当たって、事業を実施する人員以外に全体を統括する人員を1名配置すること。

(6) スケジュール

次のとおり想定している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域づくり インターン シップ 事業		①参加者募集 (5月上旬～6月中旬)	①受入先団体とのマッチング (6月中旬～6末日)		③体験活動(大会準備)			④体験活動 (大会当日) 11月7日～9日		⑤報告会 (11月9日以降)		
地域づくり スキルアップ 事業			① 若者との 関わり方講座	②地域づくり団体の活動事例の紹介 2回 ③大会の実施内容と連動した地域づくりに関するテーマ 2回								

5 業務委託費の支払い等

- (1) 委託費は3,132,980円(消費税及び地方消費税を含む)を上限額とする。
- (2) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

6 実績報告書等の提出

業務に当たり、下記の報告を提出すること。

(1) 進捗状況報告

業務の進捗状況や結果について、1か月に1回以上、記録（任意様式）を作成し、甲に報告すること。

(2) 業務実績の取りまとめ、成果品の提出

4(1)から(3)に掲げる業務全ての完了後、参加実績や業務実施の様子を収めた写真、アンケート結果等の取りまとめを行い、その一式を成果品として提出すること。

(3) 実績報告書

別途甲が定める様式により実施業務に係る実績報告書を提出すること。

7 秘密の保持

乙は、参加者の個人情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。

8 その他

(1) 事業の成果は、甲に帰属する。

(2) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。

(3) 大会のスケジュールや検討状況に応じて、上記委託内容を変更する必要がある場合は、必要に応じて甲と協議を行い、本事業の目的を達成できるよう「4 業務の内容」の見直しを行う。

(4) 本事業の実施に係る全部若しくは一部を他の団体に再委託することはできない。ただし、あらかじめ県に対して別途定める方法により協議し、承認を得た場合には、業務の一部を第三者に委託することができる。

なお、他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。